

# 日立市スポーツ少年団本部規約

制 定 昭和63年5月11日

最終改正 令和 3年4月 1日

## (名称及び事務局)

**第1条** この団体は、日立市スポーツ少年団本部（以下「本部」）と称し、事務局を日立市東成沢町2丁目15番1号。公益財団法人日立市体育協会事務局内に置く。

## (目的)

**第2条** この本部は、青少年のスポーツ活動を振興し、心身の健全な育成と文化活動及び奉仕活動を計画的・継続的に行うために、自主的に結成した単位団を育成指導することを目的とする。

## (事業)

**第3条** この本部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の全市的事業の実施
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成
- (3) スポーツ少年団の体力テストの普及指導
- (4) スポーツ少年団大会等への派遣
- (5) 茨城県スポーツ少年団との連絡調整
- (6) 関係団体との連携と交流
- (7) スポーツ少年団の広聴広報事業
- (8) その他の目的達成に必要な事業

## (登録)

**第4条** 本部への加入は、登録をもって行い、毎年度これを更新する。

- 2 本部へ加入したスポーツ少年団は、茨城県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団へ加入する。
- 3 登録に関する事項は、茨城県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団が定める事項に準じる。
- 4 新規に単位団の結成を承認する場合については新規結成単位団認定基準（別紙1）に準じる。

## (役員)

**第5条** 本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名

### (役員を選任)

- 第6条** 本部長・副本部長は、常任理事、理事の中から常任理事会の推薦を受けた者を総会において選任する。
- 2 常任理事は、次の各号の者とする。
- (1) 同一種目からの代表者
  - (2) 指導者協議会からの代表者
  - (3) 日立市教育委員会事務局からの代表者
  - (4) 学識経験者
  - (5) 本会の趣旨に賛同する登録指導者で、正副本部長が推薦する者。
- 3 理事は、各単位団の代表者とする。
- 4 理事及び常任理事が、本部長・副本部長に就任したときは、その単位団及び同一種目から後任を補充することができる。
- 5 常任理事について、会議の出席や行事参加等が著しく低い場合は、任期に関わらず正副本部長の判断において交代を求めることができる。

### (職務)

- 第7条** 本部長は、本部を代表し団務を統括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理・代行する。
- 3 常任理事及び理事は、この本部の業務を議決し執行する。

### (任期)

- 第8条** 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### (顧問)

- 第9条** この本部に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、常任理事会の推薦に基づき、本部長が委嘱する。
- 3 顧問は、常任理事会及び総会に出席して意見を述べるすることができる。

### (会議)

- 第10条** 会議は、総会、常任理事会、正・副本部長会議とする。
- 2 総会は、全役員をもって構成し、毎年1回以上本部長が招集する。
- 3 常任理事会は、常任理事、本部長、副本部長をもって構成する。
- 4 正・副本部長会議は本部長、副本部長をもって構成する。
- 5 会議の議長は、本部長とする。
- 6 その他必要に応じて専門委員会を設けることができる。

#### (会議の定数)

第11条 総会、常任理事会、正・副本部長会議は役員現在数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ書面により議決を委任したものは、出席者とみなす。

#### (会議の議決)

第12条 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会は、本部の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要な事項を議決する。

3 常任理事会は、本部の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要な事項を審議し、当該年度の事業の執行上必要な事項について議決する。

4 正・副本部長会議は、本部の事業計画、予算、事業報告、決算、その他業務に関する重要な事項を立案し、その他業務に関する重要かつ緊急を要する事項について議決する。

#### (事務及び会計の処理)

第13条 この本部の事務及び会計の処理は、公益財団法人日立市体育協会の各種規定等により処理する。

#### (会計年度)

第14条 この本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項として下記のとおり別に定める。

別紙1・・・新規結成単位団認定基準

別紙2・・・指導者協議会規程

別紙3・・・リーダー育成委員会規程

別紙4・・・リーダー会規則

別紙5・・・慶弔内規

別紙6・・・大会出場等助成金交付要項

別紙7・・・海外派遣に伴う派遣費補助基準

別紙8・・・種目別運営費交付基準

別紙9・・・交流事業(受入)助成金交付要項

別紙10・・・公認スポーツ指導者資格登録料助成金交付要項

#### 附則

1 この規約は、総会の議決のあった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

2 この規約は、総会の議決のあった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

3 この規約は、総会の議決のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

4 この規約は、総会の議決のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

5 この規約は、総会の議決のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

- 6 この規約は、総会の議決のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 7 この規約は、総会の議決のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 8 この規約は、総会の議決のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。